

## 企業主導型保育所 従業員枠共同利用契約書

株式会社ココカラデザイン（以下、「甲」という）と、  
（以下、「乙」という）  
とは、甲が設置・運営する企業主導型保育所の従業員枠の共同利用に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（事業所の名称等）

第1条 甲が設置・運営する企業主導型保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称：ココカラデザイン保育園 **ななつ葉園/山本メディカルひでまり園**（以下、「本園」という。）

（2）所在地：**東京都板橋区成増5丁目17-10 ヴィラ成増101/神奈川県逗子市逗子5丁目4-29 カサハラビル逗子C 2階**  
※契約はどちらか一方の園となります。

（従業員枠の共同利用、定員等）

第2条 本園の有する企業従業員枠については、甲乙が協議の上、合意に基づき互いに共同利用できるものとする。

2 乙は、本従業員枠の利用にあたり、利用乳幼児の保護者が乙の雇用する従業員であることを証する書類（社員証、雇用証明書等）を、甲に提出するものとする。

（運営規定の遵守）

第3条 乙は、当園が定める運営規定(入園のしおり)を十分に理解し、また、社内に周知徹底し、従業員の利用支援、促進を図るものとする。

（費用負担等）

第4条 本従業員枠の共同利用に係る乙の費用負担はないものとする。

（利用者負担保育料）

第5条 利用者負担保育料は月額3万6千円/人とするが、月額2万円/人を上限として、乙が利用者を補助し本保育料を負担することができる。尚、負担額については乙が定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本契約に際して知り得た双方の技術上、営業上、及び個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守するものとし、本契約有効期間中のみならず本契約終了後も

相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとする。

(事故処理)

第7条 本契約の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方へ連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理に努めるものとする。

(不可抗力)

第8条 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲、及び乙は共にその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つにでも該当したときは、催告することなく通知のみで本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
  - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続きがあったとき
  - (5) 支払い停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形もしくは小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
  - (6) その他前各号に類する事情が存するとき
- 2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、契約締結日から○年間有効※とする。ただし、期間満了の日か3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに三事業年度延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲および乙は、前項の規定に関わらず、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができる。

※対象園児の卒園時期までとさせていただきます。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲および乙は、自らまたはその役員、及び従業員が、「反社会的勢力」（警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総

会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団」をいい、以下同じ) でないこと、反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保障する。

- 2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為を行わないことを確約する。
- 3 甲および乙が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

(所轄管轄)

第13条 本契約に係る係争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2年 月 日

甲：住所 東京都豊島区池袋2-23-1 富士ビル4階  
会社名 株式会社ココカラデザイン  
代表者 代表取締役 高橋 英樹

乙：住所  
会社名  
代表者